

## 多様な担い手育成・確保事業実施要領

### 第1 趣旨

多様な担い手育成・確保事業は、南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱（平成18年1月1日告示第114号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところにより実施するものとする。

### 第2 目的

経営が不安定な就農初期段階を支援することにより、多様な担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

### 第3 事業の内容

#### （1）新規就農給付金事業

市内で新たに農業を営む者に対し、経営の不安定な就農初期段階を支援するため、最長3年間、年間最大48万円を交付する。

#### （2）農業用機械購入支援事業

市内で新たに農業を営む者が野菜作、果樹作、花き作等の畑作物の生産・流通・販売等を行うために必要な機械を導入する経費の一部を補助する。

#### （3）農地賃借料支援事業

旧避難指示区域内で営農するために農地を借り入れた者に対し、その借賃について最長5年間、年間最大15万円を補助する。

#### （4）移住就農者家賃支援事業

市外から本市に移住就農（新規参入法人等の雇用者含む）した者に対し、その賃貸住宅の家賃の一部を最長2年間、月額最大6万円を補助する。

### 第4 事業の要件

#### （1）新規就農給付金事業

本事業は、以下の要件を全て満たす者を対象とする。

- ①市内に住所を有する者
- ②市内で新たに農業を営む者
- ③50歳以上65歳未満の者
- ④青年等就農計画の認定を受けた者<sup>※1</sup>

※1 南相馬市農業経営改善計画等認定審査会において、青年等就農計画あるいは青年等就農計画と同等の計画（目標とする年間農業所得258万円程度、年間総労働時間1,900時間程度）であることが認定された者

#### （2）農業用機械購入支援事業

本事業は、以下の要件を全て満たす者を対象とする。

- ①市内に住所を有する者
- ②市内で新たに農業を営む者（親元就農者を含む）
- ③経営面積が30a以上、又は農産物販売金額が年間50万円以上の者

※親元就農の場合は、本人が①及び②の要件を満たすとともに、親の経営において③の要件を満たした上で新たな品目の作付又は経営規模を拡大することを条件とする。

### (3) 農地賃借料支援事業

本事業は、次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

- ①市内旧避難指示区域内の農地において、販売目的で農作物を生産する農業者、農業者で組織する団体、農業法人等であること。
- ②農地の賃貸借期間が1年間以上の契約であること。
- ③交付申請日において1年以内に締結した賃貸借契約であること。
- ④借り入れた農地の所有者が3親等以内の親族でないこと。
- ⑤申請者が賃借人であり、かつ申請者名義で借賃の支払いを行っていること。
- ⑥交付申請日において、18歳以上の者。
- ⑦本人若しくは経営に属する者が、同一の農地について本事業と類似する他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

(例)

- ・農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料助成制度）
- ・機構集積協力金

### (4) 移住就農者家賃支援事業

本事業は、次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

#### ①独立・自営就農者の場合

認定新規就農者（既に農業経営開始した者に限る）。

#### ②雇用就農者の場合

農林水産省の「農の雇用事業」の対象となる法人等就業研修生であり、当該事業において事業主が交付を受けていること（事業主が主として本市で農業経営を行う農業法人等である場合に限る）。

本事業は、次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

- ①交付申請日において、本市に住所を有してから1年以内の者であり、かつ、本市に居住の実態（寝食等生活の拠点として日常的に利用することをいう。以下同じ。）がある者であること。
- ②本市に転入した日の前日から起算して過去3年間に2年以上継続して本市に住所を有しておらず、かつ、居住の実態がなかった者であること。
- ③申請者が賃貸借契約の賃借人であり、かつ、申請者名義で借賃の支払を行っていること。
- ④宅地建物取引業免許を有する事業者との賃貸借契約であること。
- ⑤公営住宅でないこと。
- ⑥農業次世代人材投資資金制度の経営開始型の交付を受ける見込みの者である場合、交付申請書に経営開始型の要件を満たす日についての確認資料を添付すること。
- ⑦本人及びその世帯員が、本事業と類似する補助金及び手当等の交付等を受けていないこと。
- ⑧南相馬市若者等世帯定住促進事業の民間賃貸住宅入居事業で奨励金の交付を受けていないこと。

## 第5 助成措置

### (1) 新規就農給付金事業

市は、予算の範囲内において、補助金の交付決定を受けた月から起算して3年間、1月あたり40,000円を支給する。

### (2) 農業用機械購入支援事業

市は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、申請者1件につき1,000,000円を補助金額の上限として、対象経費の4分の3以内を補助するものとする。ただし、取得価格が100,000円未満の機械や、軽トラック等農業用以外に使うことができる汎用性の高い機械は補助対象外とする。

### (3) 農地賃借料支援事業

市は、予算の範囲内において、5,000円/10a、150,000円/年を補助金額の上限として補助するものとする。

#### <交付始期>

全ての交付要件を満たした日が属する月とする。ただし、最初の交付申請日の属する年度の前年度以前に、全ての交付要件を満たした場合は、最初の交付決定年度の4月とする。

#### <交付終期>

次のいずれか早い月とする。

ア 全ての交付要件を満たした日が属する月から起算して60か月目

イ 対象農地の賃貸借契約の終期が属する月

### (4) 移住就農者家賃支援事業

市は、予算の範囲内において、月額家賃（敷金、礼金、仲介手数料、共益費、管理費、修繕費及び駐車場使用料等の借賃以外の費用は含めない）について、60,000円/月を補助金額の上限として居住する賃貸住宅の場所が市内における旧避難指示区域の場合は4分の3以内、市内におけるそれ以外の区域の場合は1/2以内を補助するものとする。

#### <交付始期>

全ての交付要件を満たした日が属する月とする。

ただし、最初の交付申請日の属する年度の前年度以前に全ての交付要件を満たした場合は、最初の交付決定年度の4月とする。

#### <交付終期>

次のいずれか早い月とする。

ア 全ての交付要件を満たした日が属する月から起算して24か月目

イ 農業次世代人材投資資金制度の経営開始型の交付要件を満たす月の前月

ウ 市が認定した青年等就農計画の有効期間の終期が属する月

エ 農の雇用事業の助成対象期間の最終月

#### <その他>

農業次世代人材投資資金制度の経営開始型の交付を受ける場合、経営開始型の交付要件を満たす月の前月までを交付対象期間とする。

ただし、予算の都合で経営開始型の交付を受けることができない場合についてはこの限りでない。

## 第6 申請手続

### (1) 新規就農給付金事業

新規就農者給付金事業の申請をしようとする者は、申請1年目については、青年等就農計画あるいは青年等就農計画と同等の計画の認定書の写しを添付し、要綱第3条に基づく交付申請書を市長に提出する。2年目及び3年目の申請については、前年の確定申告書類の写し又は所得証明書を添付し、交付申請を行う。

なお、補助金交付決定を受けた後、要綱第8条に基づく概算払請求書を市長に提出することができる。

### (2) 農業用機械購入支援事業

農業用機械購入支援事業の申請をしようとする者は、平成31年度以降に農業を営んだことが分かる書類（購入した農業用機械の領収書、農地台帳の写し等）又は農産物の販売が確認できる書類を添付し、要綱第3条に基づく交付申請書を市長に提出する。

※親元就農の場合は、本要領第4の要件を満たしていることが確認できる書類を別途添付すること。

### (3) 農地賃借料支援事業

農地賃借料支援事業の申請をしようとする者は、農地賃借料支援事業計画(実績報告)書(様式第1号)に、賃借権と賃借料等が確認できる書類（借り入れた農地の賃貸借契約書の写し等）を添付し、要綱第3条に基づく交付申請書を市長に提出する。

### (4) 移住就農者家賃支援事業

移住就農者家賃支援事業の申請をしようとする者は、移住就農者家賃支援事業計画書(様式第2号)に、以下の書類を添付し、要綱第3条に基づく交付申請書を市長に提出する。

- ①認定新規就農者は、農業経営開始が確認できる書類（農地基本台帳、農地の売買契約書、農産物出荷伝票の写し等）
- ②農の雇用事業の法人等就業研修生は、当該事業の対象となっていることが確認できる書類及び雇用契約書の写し
- ③住居の賃貸借契約書の写し
- ④戸籍の附票の写し

## 第7 実績報告

補助金の交付を受けた者は、事業完了した日から起算して30日以内（新規就農者給付金事業の交付を受けたものは事業年度の3月31日まで）に要綱第9条に基づく実績報告書に以下の書類を添付し市長に提出する。

### (1) 新規就農給付金事業

直近の確定申告書の写し

### (2) 農業用機械購入支援事業

購入した農業用機械の領収書の写し

### (3) 農地賃借料支援事業

- ①農地賃借料支援事業計画(実績報告)書(様式第1号)
- ②借賃の支払いが確認できる書類（振込依頼書や領収書の写し）

### (4) 移住就農者家賃支援事業

家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）

## 第8 実施状況の報告

本事業により補助金の給付又は交付を受けた者は、以下のとおり市長へ提出するものとする。

### (1) 新規就農者給付金事業

期間：給付期間中及び給付期間終了後3年間

様式：就農状況報告書（様式第3号）

### (2) 農地賃借料支援事業

期間：交付期間中

様式：営農状況報告書（様式第4号）

### (3) 移住就農者家賃支援事業

期間：交付期間中及び交付終了月の翌月から起算して交付期間と同期間

様式：独立・自営就農者の場合は、就農状況報告書（様式第3号）

雇用就農者の場合は、就業・研修状況報告書（様式第5号）

## 第9 交付停止及び返還

### (1) 新規就農給付金事業

国の農業次世代人材投資事業の要件に準じ、以下のとおり給付停止及び返還について定める。

①給付停止：営農開始2年目以降の総所得が350万円を超える者

②返 還：給付期間と同期間、営農を継続しなかった者

### (2) 農地賃借料支援事業

①交付停止：対象農地において営農していないことが確認された場合

②返 還：交付期間に営農していない期間が含まれる場合や事業の要件の⑦に掲げる他の補助金の交付を受けている場合

### (3) 移住就農者家賃支援事業

①交付停止：農業への従事又は営農していることが確認できない場合や本市に居住の実態が確認できない場合

②返 還：本事業による交付期間に農業に従事又は営農していない期間が含まれている場合や他の類似する補助金の交付を受けている場合

## 附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

## 改正附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。